

○角田政府委員 お答えいたします。
国際法上、国家はいわゆる集団的自衛権といふものを持ってゐるわけであります。
集団的自衛権につきましてはいろいろな定義がござりますが、政府は従来次のように解しております。自國と密接な関係にある外國に対する武力攻撃を、自國が直接攻撃されていないにかかわらず実力をもつて阻止することが正當化されるという地位であるというふうに考えております。この意味の集団的自衛権をわが国が国際法上守ってい
るので、その措置としては、当然いま申し上げたような事態を排除するための必要最小限度の範囲にとどまるべきものと考えられるわけであります。
そうだとすれば、わが憲法のもとで武力行使を行うことを許されるのはいまのような場合でありますので、他国に加えられた武力攻撃を阻止するということをその内容とする、いわゆる集団自衛権の行使は許されない、こうじうふうに解しておるわけであります。

ることは、主権国家である以上当然であると言わなければならぬと思います。しかしながら、政府は從来から同時に一貫して、わが国は國際法上の葉園的自衛権は有してゐるとしても、國權の發動としてこれを行使することは憲法の容認する自衛の措置の限界を越えるものであるという立場をとつてゐるわけでございます。その点はいまの御質問にお答えするわけでありますか、次のような考え方に基づくものであります。

いわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁
止しているのであります。前文におきまして、
「全世界の国民が」、「若干省略しますが、「平和の
うちに生存する権利を有する」ということを確認
し、また第十三条におきましては「生命、自由及
び幸福追求に対する国民の権利については」、「國
政の上で、最大の尊重を必要とする」ということ
を定めておられます。そのことからも明らかなるよう
に、わが国が自国の平和と安全を維持し、その存
立を全うするためには必要な自衛の措置をとること
を禁じてはいるとはとうてい解されないとと思いま
す。しかしながら、だからといって、平和主義を
その基本原則とする憲法が右に言ふ自衛のための
措置を無制限に認めているとは——無制限という
のは多少言い過ぎだと思いますが、右に言ふ自衛
のための措置について制約がないとは解されない
のであります。そればかりでなく、外國の武力攻撃
によつて國民の生命なり自由なり幸福追求の権利
が侵害されるという急迫不正の事態に対処し、國民
のこれらの権利を守るためにやむを得ない措置と
して初めて容認されるものであると考えられます

○角田(謹) 政府委員 先ほど外務大臣からお話をありましたけれども、國際法上國家は個別的自衛権及び集団的自衛権の両方を持っているわけでもあります。これは本来は國家の固有の權利として当然認められているところであります。しかし、わが国の場合はそのうち憲法によつて集団的自衛権が禁止されてゐる、どうふうふうに從事から解釈されてゐるわけだと思います。ここで集団的自衛権というのは、自分の國が直接攻撃されていないにもかかわらず、自分の國と密接な関係にある國に対する武力攻撃を自分の國に対する攻撃と同じようて實力をもつて阻止することが正当化されると、そういうものであるというふうに解釈されますが、わが憲法は自己の安全を維持し、その存立を全うするため必要の措置をとることはもよより認めていたと解されますけれども、それは今まで外国の武力攻撃によつてわが國民の生命なり自由なり、あるいは幸福追求の権利が覆される、そういう急迫不正の事態に対処して國民の権利を守るためにむを得ない措置として初めて容認された。こう考へ方をとつて見るわけであります。そこで、そういう事態を排除するためにとらえられたべき必要最小限度の範囲にわが國の自衛権の行使などあるべきである、したがつて、他國に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とする集団的自衛権の行使は憲法上許されない、こういふ理屈になるわけであります。

すなむち、憲法第九条の解釈として、憲法第九条は自國の平和と安全とを維持し、その存立を全うするため必要な自衛の措置をとることを禁じていないとしうふうに解釈されるわけでござりますが、それは無制限に許されるわけではなくて、あくまで外國の武力攻撃によって國民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるるといふうな急迫不正の事態に對処して、國民のこれらの権利を守るためにやむを得ない措置として初めて認められるものであつて、また、その措置はこのような事態を排除するためにとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものと考えられるのであります。

したがつて、他國に加えられた武力攻撃を実力で止めてこれを内蔵とする集団的自衛権の行使は憲法上許されないといふものであります。そこで、その憲法上の根柢を文といたしましては、憲法第九条であるということにならうと思ひます。

○政府委員(藤村治君) ただいま御指摘のよう
に、政府は従来から一貫いたしまして集団的自衛
権の行使は憲法上許されないというふうにお答を
いたしております。その理由につきましてもたび
たびお答えをいたしておりますが、申し上げます
と次ののような理由によるものでございます。
すなわち、憲法第九条の解釈といたしまして、憲
法第九条は我が国の平和と安全を維持しその存立
を全うするために必要な自衛の措置をとることは
禁止していないというふうに解されるわけでござ
いますが、それは無制限に許されるわけではござ
いませんで、あくまで外国の武力攻撃によつて國
民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から剥
きられるというような急迫不正の事態に対処して、
国民のこれらの権利を守るためにやむを得ない措
置として初めて認められるものでございまして、
したがいまして、他国に加えられものでございまして、
そのためとされるべき必要最小限度の範囲にとど
まるべきものと考えられるのであります。

しかし、従来からこれまでのところでは、外
國が直接攻撃されていないにもかかわらず軍力を
もつてそのような攻撃を阻止すると、こうしたこ
とが正当化されるような地位、これをいわば集団
的自衛権と言つてゐると思ひますが、そういうも
のを有してゐるかどうか、我が国が国際法上の領
土から申し上げればそのような集団的自衛権を
持つてゐることは主権国家である以上当然である
と、これは従来から申し上げて來るところでござ
ります。

ただ、従来これまであわせて申し上げてお
りますが、政府としては次ののような理由から、従
来から一貫して我が国が集団的自衛権を行使する
ことは憲法上許されないと、こういう立場に立つ
ております。その理由と申しますのは、憲法は、
あくまで外國の武力攻撃に対しまして、國民の
生命、自由それから幸福追求の権利、こういうも
のが根底から剥きられる、そういうふうに急迫不正の事
態に対しましてそういうふうに権利を守るためにや
むを得ない措置として初めて許される、こういうこと
でござります。

したがいまして、その措置は当然いわゆる自衛権第
三原則等々にも言ふられておりますように、こ
ういうやむを得ない措置といたいうのも、そういう事態
を排除するためにとられるべき必要最小限度の範
囲にとどまるべきであると、かように考へてゐる
わけでござります。

したがいまして、先ほどの定義に戻りますが、
他國に加えられた武力攻撃を阻止すること、これ
をその内容といたしまして集団的自衛権の行使、
これは憲法上許されないと、こういふふうに申し上
げてゐるのが従来の解釈だるものでござります。

○茂申政府委員 若干答弁が重複しますので便宜
省略させていただいたために、おわかりにくい
ところがあつて大変恐縮でございましたが、もう
一遍それでは先ほど申し上げた点を重複はいたし
ますが申し述べますと、我々は憲法九条の解釈と
しましては、九条といふものは、自國の平和と安
全とを維持してその存立を全うするために必要な
自衛の措置をとることを禁じてないといふふう
に解しておるわけでござりますが、それは無制限
に許されるわけではなくて、あくまで、外國の武
力攻撃によつて國民の生命、自由及び幸福追求の
権利が根底から剥きられるというような急迫不正の
事態に対処して、國民のこれらの権利を守るために
のやむを得ない措置として初めて認められるとい
うふうに考へておるわけでございまして、そして
この措置は、このよろしい事態を排除するためと
されるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきで
ある、そういう筋道を申し述べたわけでございま
す。したがつて、その論理的な帰結といたしまし
て、他國に加えられた武力攻撃を実力をもつて阻
止するということを内容とする集団的自衛権の行
使は、憲法上許されないと、いうことを從来から明
確に述べておるわけでござります。

したがいまして、その措置は当然いわゆる自衛権第
三原則等々にも言ふられておりますように、こ
ういうやむを得ない措置といたいうのも、そういう事態
を排除するためにとられるべき必要最小限度の範
囲にとどまるべきであると、かように考へてゐる
わけでござります。

したがいまして、その措置は当然いわゆる自衛権第
三原則等々にも言ふられておりますように、こ
ういうやむを得ない措置といたいうのも、そういう事態
を排除するためにとられるべき必要最小限度の範
囲にとどまるべきであると、かように考へてゐる
わけでござります。

○政府委員(工藤鶴太君) 集団的自衛権と憲法と
の関係についてのお尋ねでござりますが、国際法
上、國家が集団的自衛権、ここの場合定義して申
し上げた方が適当だと思ふんですが、自國と密接
な関係にある外國、そこに対する武力攻撃を、自
國が直接攻撃されていないにもかかわらず軍力を
もつてそのような攻撃を阻止すると、こうしたこ
とが正当化されるような地位、これをいわば集団
的自衛権と言つておると思ひますが、そういうも
のを有してゐるかどうか、我が国が国際法上の領
土から申し上げればそのような集団的自衛権を
持つてゐることは主権国家である以上当然である
と、これは従来から申し上げて來るところでござ
ります。

ただ、従来これまであわせて申し上げてお
りますが、政府としては次ののような理由から、従
来から一貫して我が国が集団的自衛権を行使する
ことは憲法上許されないと、こういう立場に立つ
ております。その理由と申しますのは、憲法は、
あくまで外國の武力攻撃に対しまして、國民の
生命、自由それから幸福追求の権利、こういうも
のが根底から剥きられる、そういうふうに急迫不正の事
態に対しましてそういうふうに権利を守るためにや
むを得ない措置として初めて許される、こういうこと
でござります。

したがいまして、その措置は当然いわゆる自衛権第
三原則等々にも言ふられておりますように、こ
ういうやむを得ない措置といたいうのも、そういう事態
を排除するためにとられるべき必要最小限度の範
囲にとどまるべきであると、かのように考へてゐる
わけでござります。